

愛知県准看護師試験受験資格認定要領

1. 目的

この要領は、愛知県における保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 32 条の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関する基準の適用に当たっての具体的な要件等を定める。

2. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を取得した者で愛知県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの。

3. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

4. 認定基準

以下の（1）～（7）までの認定基準を満たした者に対し愛知県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の就業年限

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5）外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1（従前の日本語能力試験 1 級を含む。）の認定を受けていること。

5. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を愛知県保健医療局健康医務部医務課看護対策グループへ提出すること。（毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで受け付ける。）

（1）愛知県准看護師試験受験資格認定願（様式 1）

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。

(2) 次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つ

ア 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）

イ 在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）

ウ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）

エ 旅券（外国籍の者に限る。）

(3) 医師の診断書（様式 2）

日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。

(4) 外国で取得した看護師免許証の写し

外国では日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要な書類は全て準備すること。

(5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(6) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表（様式 3）

教育内容は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目（講義と臨地実習を区別する。）の別が分かるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。

(8) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国、又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）

(9) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書又は日本語能力試験 N 1 認定結果に関する証明書。

(10) (1) から (9) までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類

ア 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

イ 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式 4）

ウ 看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋

※注意事項

1 提出書類の部数は 1 部である。

2 提出書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。

3 (1)、(3)、(7)、及び (10) のイは、所定の様式によること。

4 (7) は日本語で記載すること。

5 (4)～(6)、(8) 及び (10) のア～ウについては、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6 (4)、(5)、(9) 及び (10) アの書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）

7 認定申請は必ず申請者本人が行うこととし、郵送及び代理による申請は受理しない。

附則 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。